

長 建 協 発 第449 号
平成24年 1月13日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

建設業法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、建設業法第40条の規定により建設業者が建設工事の現場に掲げることとされている標識等について、今般、規制改革要望等を踏まえ、小規模工事においても掲示が容易となるよう、その大きさを縮小することとし、平成23年12月27日付で建設業法施行規則等の一部を改正する省令を交付・施行した旨、同省建設産業局建設業課長より別添のとおり連絡がまいるっておりますのでお知らせ申し上げます。